

回 覧

令和7年7月26日

下北手地区の皆様
新しく敬老会の対象となる皆様へ

下北手地区社会福祉協議会
会 長 長 谷 川 武 司

新しく敬老会の対象となる方の届け出について（お願い）

大暑の候、みなさまにはますますご壮健のこととお喜び申し上げます。
また、平素より当協議会の運営にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、当協議会では、感染症防止対策の観点から、今年度の敬老会で式典、記念品贈呈及び記念行事を行いますが懇親会は中止します。

つきましては、今年度から新たに敬老会の対象となる方の調査・登録を行いますので下記要領によりお届け下さるようお願いいたします。

記

1 新しく敬老会の対象となる方

・現在、秋田市下北手地区に住民登録し、居住している方のうち令和7年度中に満75歳になられる方です。詳しく申しますと、誕生日が昭和25年4月2日から昭和26年4月1日までの方が該当します。

なお昨年（令和6年7月）以降に下北手地区へ転入・住民登録された満75歳以上の方、既に満75歳以上ですが届出されたことが無かった方も対象となります。

2 お届け方法（①または②）

①対象者の個人情報遵守の観点より届出書は、新規対象者となる方自身が個人情報記載の葉書に目隠しシールをはって8月8日(金)までに投函します。

②届出をスマートフォンを使って行うことができます。この場合も締切は、8月8日(金)です。



【用紙裏面にも大きく印刷しています。】

3 個人情報について

・みなさまから記入していただいた個人情報は下北手地区社会福祉協議会が責任をもって管理、保管し、敬老会以外には使用いたしません。

【お問い合わせ】居住されている町内の町内会長さんあてにお願いします。QRコードの操作等は事務局090-4632-9254・yutaka@simokitate.jp)まで問い合わせください。

回 覧

【QRコード】

